|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  建 築 物 | 　施 | 工 | 内 | 容 |
| 配　　置 | 　・　立地場所がまちかど又はアイストップの地点にある場合は、　道路等公共空間に面する側からの正面性に配慮する。 |  |  |  |  |
| 意　　　匠 | 意匠全般 | 　・　周囲の景観との調和に配慮する。 |  |  |  |  |
| 壁面設備 | 　・　給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。　やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施す　等の措置を講ずる。 |  |  |  |  |
| 屋　　根 | 　・　できるだけ傾斜のあるものとするよう務める。 |  |  |  |  |
| 屋上設備 | 　・　壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置　を講ずる。覆い措置ができない場合は、道路等公共空間から見え　にくい位置に設置する。 |  |  |  |  |
| 屋外階段 | 　・　形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 |  |  |  |  |
| ベランダ・バルコニー | 　・　洗濯物等が道路等公共空間から直接見えにくい構造、意匠と　なるよう務める。 |  |  |  |  |
| 色　　彩 | 屋　　根 | 　・　周囲の景観と調和するようおちついた低彩度のものとする。 |  |  |  |  |
| 外　　壁 | 　・　基調となる色は、おちついた低彩度のものとし、その範囲は、　マンセル色票系において概ね次のとおりとする。1. R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度６以下
2. Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度４以下
3. その他の色相を使用する場合は、彩度２以下
 |  |  |  |  |
| そ　の　他 | 材　　料 | 　・　外壁、屋根の仕上げ材は時間の経過や潮風による退色、損耗、　汚れに耐えるものを使用するよう務める。 |  |  |  |  |
| 緑　　化 | 　・　敷地内の緑化に務める。ただし、他法令等により緑化基準の　定めがあるものについては、適用しない。 |  |  |  |  |